

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年4月20日（木曜日）		
開 会	午前10時25分	閉 会	午前10時40分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、 伊藤 幾子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	【総務部】 総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 資産活用推進課長 福井 一郎 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課長補佐 渡邊 佳絵 【危機管理部】 危機管理部長 森山 武		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時25分 開会

【総務部】

- ◆砂田典男委員長 おはようございます。
() おはようございます。
- ◆砂田典男委員長 ただいまから、総務企画委員会を開催いたします。
まず、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。
- 乾 秀樹総務部長 はい、委員長。
- ◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。はい、おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は、臨時議会の開催、ありがとうございます。この総務企画委員会におきましては、先月の28日に閣議決定をされました、国の物価高対策、これに呼応する本市の補正予算ということで、この所管に属する部分についての御審議をいただきたいと考えております。また、専決処分事項の報告、地方税法の一部改正に伴う専決処分、3月31日に行っております。このことについても、御報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議事に入ります。議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部、御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、議案第63号令和5年度一般会計補正予算（第1号）所管に属する部分について御説明を申し上げます。資料につきましては、右肩A4横でございますけれども、資料1、総務企画委員会説明資料、令和5年度4月臨時補正予算、こちらの資料に基づいて御説明をいたします。

2ページを御覧ください。款・項・目、繰越金、前年度繰越金でございます。予算書は10ページということになります。補正額が4,622万円、補正後の額は4億4,622万円ということになります。これは、今臨時会で提案しております補正第1号、額としましては11億229万6,000円、こちらに必要となる一般財源として計上するものでございます。

なお、前年度繰越金の額の確定でございますが、出納整理期間終了後、これは5月末ということでございますが、それ以降から決算作業に入りまして、その後、監査委員の審査に付していただきまして、9月の定例市議会に、監査委員の意見書と併せまして、決算認定の議案を提案し、議会の御承認をいただいてから確定したいというふうに考えております。

現在のところでございますが、歳入につきましては、市税収入、それから地方交付税など、予算額に沿った収入となっておりますので、予算を下回ることはないと思っております。

一方、歳出につきましては、例年の事業に加えまして、令和4年度も数多くのコロナ対策事業、積極的に計上しておりますので、執行状況のその状況次第ではありますけれども、20億円程度ぐらいにはなるかというふうに考えております。

今後も、令和5年度に必要な補正予算の一般財源として、しっかりと活用していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

それでは、議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号専決処分事項の報告及び承認について（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第64号専決処分事項の報告及び承認についての御説明をお願いいたします。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。議案第64号専決処分事項の報告及び承認についてでございます。付議案のほうは5ページ、資料は2ページからということとなります。はい。こちらは、地方税法の一部改正に伴いまして、鳥取市税条例の一部を改正し、専決処分をいたしましたので、御報告をし、御承認を求めさせていただくというものでございます。

それでは、資料に沿って御説明申し上げます。まず、1番の条例改正の目的でございます。長寿命化に資する大規模修繕工事等を行ったマンションの固定資産税の軽減措置の新設等、法の改正に伴います所要の整備を行うことを目的としております。

2番目の改正の主な内容でございます。まず（1）番、マンション管理適正化法に基づきまず一定の要件を満たすマンションで、令和5年4月1日～令和7年3月31日までに、長寿命化に資する大規模修繕工事、これを実施した場合、工事が完了した年の翌年度の建物に係る固定資産税におきまして、軽減措置が地方税法で設けられてございます。本市におきましては、国の参酌基準として示されております、3分の1に相当する額を減額するというものを適用いたしまして、条例に措置を設けさせていただいたというものでございます。

（2）番でございます。軽自動車税の環境性能割、こちら、軽自動車を取得した際にかかる税金のことでございますが、こちらにつきまして、令和元年10月1日～令和3年12月31日までに取得をされた自家用の軽自動車、こちらにつきまして、一定の排出ガス基準、燃費基準を満たしている、そのような車両に関して軽減措置がございましたが、措置の期間が終了いたしました。地方税法の該当箇所の条文が削除されたということに伴いまして、市税条例の条文からも削除をさせていただいたというものでございます。

（3）番でございます。軽自動車税のこの種別割、こちらは、軽自動車を所有されてる方に対して、毎年かかる、この税金でございますけども、排出ガスや、こちら燃費に関して一定の基準、これを満たす車両について、環境性能、あるいは車両、車種の区分に応じて、この種別割、これが軽減される措置、グリーン化特例と申しますけども、これについて、対象となる車両のこの取得の期間、これが延長されるということに伴います市税条例の改正でございます。

資料の、こちらについては、21ページを御覧いただきたいと思っております。現在、令和3年4月1日～令和5年3月31日までに、新車として取得された電気自動車、また、一定の基準を満たした天然ガスの軽自動車、資料の表の中の中央の辺りにある、（ア）に該当する部分なんですけども、新規取得の翌年度のこの税額を軽減する措置が取られてございます。表の右側、通常税額と比べていただきますと、約75%減という措置が取られてございます。また、表の真ん中辺りの（イ）と（ウ）なんですけども、表の下に記載しております、その該当する一定の排ガス基準、燃費基準に応じて、営業用の軽自動車に限りまして、新規取得の翌年度の税額を、こちら、それぞれ50%、あるいは、約25%軽減する措置が取られているとことになってございます。より環境性能の高い車両の普及を後押しするという観点から、車両の性能に応じまして、軽減の対象となる、この取得の期間、（ア）と（イ）、この黄色に塗り潰している区分のものなんですけども、これを、令和5年3月31日だったものを、令和8年3月31日までということですので、期間を3年間延長。また、（ウ）に該当する区分の車両、緑色の部分なんですけども、こちらにつきましては、令和7年3月31日まで、2年間延長するという地方税法の改正がなされてございます。それに伴いまして、市税条例のほうの改正も行ったというものでございます。

（4）番でございますが、その他の文言、条項のずれ等の修正など、所要の整備を行ったものでございます。

最後に、3番目になります。施行日等でございますが、本条例は、令和5年4月1日から施行、また、所要の経過措置を設けさせていただくということとしております。

説明につきましては、以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

それでは、議案第64号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 改正の主な内容の（1）のマンションの長寿命化に関することなんですけど、軽減されるためには、一定の要件を満たさないといけないってあるんですけど、この一定の要件ってというのは、どういったことなのか。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。要件といたしましては、主なものといたしまして、築20年以上経過している10戸以上のマンションであること、また、大規模修繕工事を、過去に1回以上適切に行われているということ、また、長寿

命化に資する、その大規模修繕工事を適切に行うに当たりまして、その修繕に係る資金と申しますか、積立金、これがきっちりと確保されてるというような、こういった要件が必要となってるということでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今言われた、その要件が満たされているかどうかというのをチェックするのは鳥取市になるんですか。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。ここにつきましては、工事を行って、マンションの管理組合等々、そういったところから、その証明書を出していただくと、適切にこの工事を実施したということ、申告していただいて、それを確認させていただくということとなる予定でございます。

◆伊藤幾子委員 はい、いいです。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 すみません。固定資産税課、中島です。補足させていただきますと、こちらのマンションの、改正マンション管理適正化法につきましては、所管部署が都市整備部の建築指導課のほうになります。そちらのほうで、これについては、マンション管理適正化推進計画というのを、地方自治体のほうで作成する必要があるまして、市のほうでは、令和5年度内に作成予定ということで、その中で判定されてという流れになってまいりますので、要は、これに該当するかどうかというところの判定というのは、建築指導課のほうで行って、その結果として、こちらが課税のほうの処理をしていくという流れになろうかと思えます。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か御質疑がございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと単純なことだけでも、教えてください。これ、マンションという表現になっておるんですけども、この付議案の条文の中には、特定マンションという表現もあるじゃないですか。特定マンションと、ただのマンションと、そこには何か違いがあるんですか。単純な質問ですけど、教えてください。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 固定資産税課、中島です。このたびのこの改正マンション管理適正化法で言ってる、いわゆるマンションっていうのは、分譲マンションが対象になってまいります。区分所有ということで、分譲マンションの場合、1つの大きな建物の中で、その中のそれぞれ各部屋に応じた部分を、区分所有っていう法律がありまして、その中で登記をして、その所有の面積に応じて、下の底地のほうの土地の所有っていうのが固まってくるっていうのは、マンションの所有形態っていうのは、特別な形態になるんですけども、要は、こうした形で分譲マンションが、いわゆる分譲マンションの中でも空き家があるとか、その辺りの管理のところ管理不全っていうことで、いろいろ、管理費とかも積立とかされてらっしゃると思うんですけども、そんなところで、なかなか管理が行き届かない期間が、古い建物になってくると、そういったところが社会問題になってるっていうことで、このたび、こういった措置

が取られるということになってることになりますので、いわゆる分譲マンションが対象になるという、そういうことでもあります。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第64号専決処分事項の報告及び承認についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は承認されました。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会

令和5年第1回臨時会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和5年4月20日(木)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階全員協議会室

総務部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第63号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】
- ・議案第64号 専決処分事項の報告及び承認について